

# 静岡市 都市農業 振興基本計画



平成30年3月

## ごあいさつ

本市は、雄大な南アルプスと日本最深の駿河湾に南北を囲まれ、限られた市街化区域に人口の約9割に当たる多くの市民の皆さんが生活しています。

近年は、食の安全の意識の高まりに伴い、身近な畑で生産された新鮮で安全・安心な野菜を手に入れられることが高く評価されていることから、都市農業は、市民の皆さんにとって大切な地域資源といえます。

さて、平成27年4月に「都市農業振興基本法」が制定され、さらに、翌年5月には国の「都市農業振興基本計画」が策定されました。これにより、国は、都市における農地の位置づけを、これまでの“宅地化すべきもの”から“あるべきもの”へと大きく方針転換しました。

このような中、本市では、県内の自治体に先駆けて、地方計画である「静岡市都市農業振興基本計画」を策定しました。

策定の過程においては、農業関係者の方々と構成された協議会で幾多の議論を重ねたほか、消費者団体や有識者の皆さんからも多くの貴重なご意見やご提案をいただきました。

このようにしてできあがった計画では、本市都市農業の将来像を「農業者と地域住民が支えあう元気な“しずおか都市農業”」としました。

今後は、この計画や将来像の実現に向けて、農業者の方々のみならず、地域住民の皆さんや関係団体、県、市など、それぞれの立場から期待される役割を果たしていくことが大切です。

魅力ある“しずおか都市農業”を実現することで、世界に輝くオンリーワンの都市を目指していきましょう。

平成30年3月

静岡市長 田辺 信宏

# もくじ

## 第1 はじめに

- 1 「静岡市都市農業振興基本計画」策定の趣旨 1ページ
- 2 基本計画における都市農業の対象区域  
及び都市農業者の定義 3ページ
- 3 基本計画の位置づけ 4ページ
- 4 本市が目指すまちづくりの方向 5ページ
- 5 計画期間 6ページ

## 第2 都市農業の現状

- 1 本市都市農業をめぐる状況の変化 8ページ
- 2 各区（本市都市農業の区域として定義した市街化区域内）の農業 12ページ
- 3 都市農業者の現状 14ページ
- 4 地域住民の意向 16ページ

## 第3 都市農業振興における課題

- 1 課題の整理 19ページ

## 第4 本市都市農業の目指す方向性

- 1 方向性の整理 25ページ

## 第5 都市農業の基本方針と施策展開

- ◎ 基本方針Ⅰ 26ページ
- ◎ 基本方針Ⅱ 29ページ

## 第6 都市農業の振興における目標指標

- ◎ 目標指標1 34ページ
- ◎ 目標指標2

## 第7 計画の推進及び関係者の役割と期待される行動

- 1 計画の推進 35ページ

## 参考資料

38ページ

# 第1 はじめに

## 1 「静岡市都市農業振興基本計画」策定の趣旨

平成27年4月に「都市農業振興基本法」（法律第14号。以下「基本法」という。）が施行され、平成28年5月には、「都市農業振興基本計画」が閣議決定されました。国の基本計画では、これまで「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地の位置づけを、都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地の保全を誘導していく施策の方向性が明示されました。

このような中、広大な市域を有するものの平坦地が少なく、北部の南アルプスと駿河湾に挟まれた狭い区域に人口が集中している本市は、市街化区域面積が、市域全体のわずか7%に過ぎないものの、人口約70万人のうち、約90%を占める62万人余りがこの市街化区域に居住しているとともに、この区域には市内全農地の約15%の農地が分布し、少量ながら多くの品目の農産物が生産されています。（【資料1、2】参照）。

このことから本市では、農産物の生産と消費の場が近接し、農業者と※地域住民（消費者）の距離が近いと言えます。また、このことは農業者にとって、多品目生産であることが地域住民のニーズに即し、農産物の販売促進につながりやすく、地産地消の推進に適した環境にあると言えます。

一方、都市農業に対する地域住民の関心も、安全・安心な食への意識が高まる中で、より質の高い生活環境を求め、都市農地は、生活に欠かせない農産物を供給するとともに、都市の生活に潤いをもたらす緑地空間であるとの認識が徐々に浸透してきています。

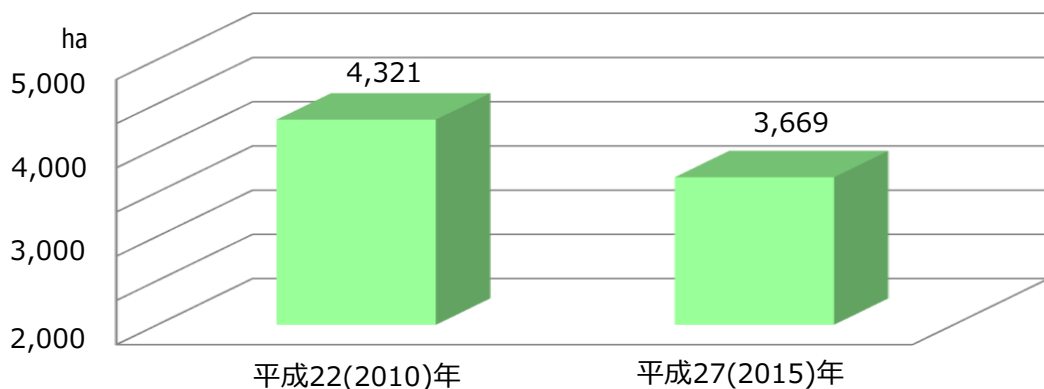
このほか、東海地震や南海トラフ地震の発生により、甚大な被害が想定される本市においては、緊急時に人命を守る避難スペースとして、都市農地の果たす役割が期待されており、さらには火災時の緩衝地帯や水害などに対する治水としての機能や役割も期待されています。

「静岡市都市農業振興基本計画」は、都市農地を保全し、農業者の営農活動を支援するとともに、農業者と地域住民が共存することで将来にわたり本市の都市農業が安定的に継続すること、及び本市の都市農業（農地）が有する多様な機能の発揮を通じ、市民生活の向上に資することを目的に策定するものです。

---

※ 本文中「地域住民」とは、市街化区域内に居住する市民をいいます。

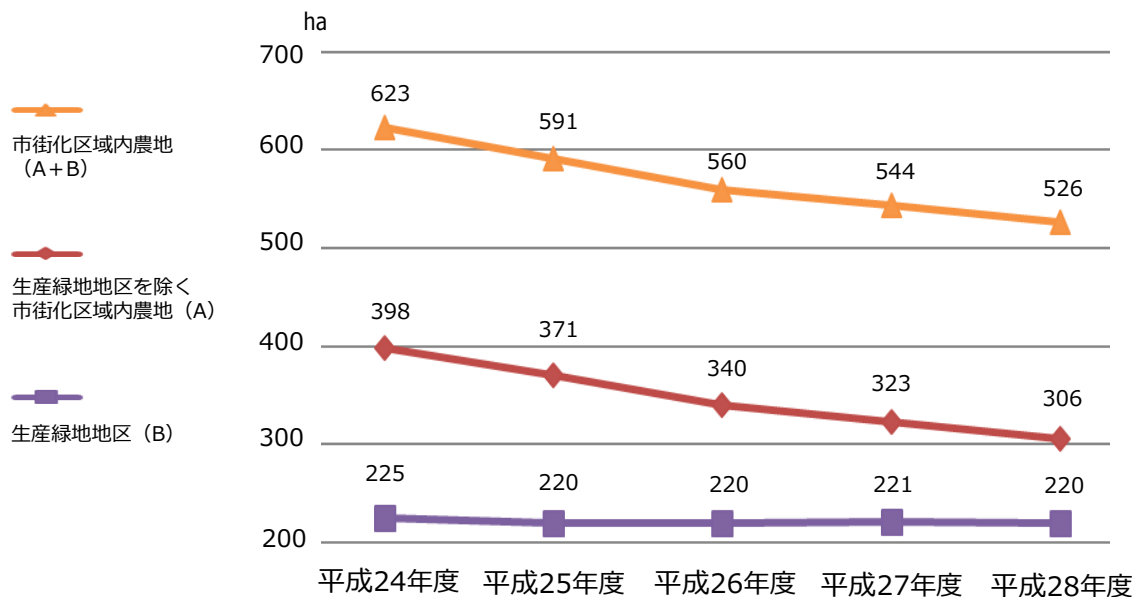
**【資料1】 市内全域の農地面積の推移（平成22年・平成27年）**



農林業センサス 総経営耕地面積（総農家）より

◆平成27(2015)年の市内全域の総経営耕地面積は、平成22(2010)年に比べ、約15.1%減少しています。

**【資料2】 市街化区域内農地面積（生産緑地地区 + 生産緑地地区を除く面積）の推移**



平成24～28年度 固定資産概要調書・生産緑地地区の指定状況 より

◆生産緑地地区の面積は、4年間で概ね横ばい（約2.2%の減少）で推移していますが、生産緑地地区を除く市街化区域内農地面積は約23.1%減少しています。両方を合わせた市街化区域内農地面積は4年間で約15.6%の減少となっています。

◆【資料1】と【資料2】から、平成28年度における市内（全域）農地面積のうち、市街化区域内農地の割合は14.3%、生産緑地地区の割合は6.0%となっています。

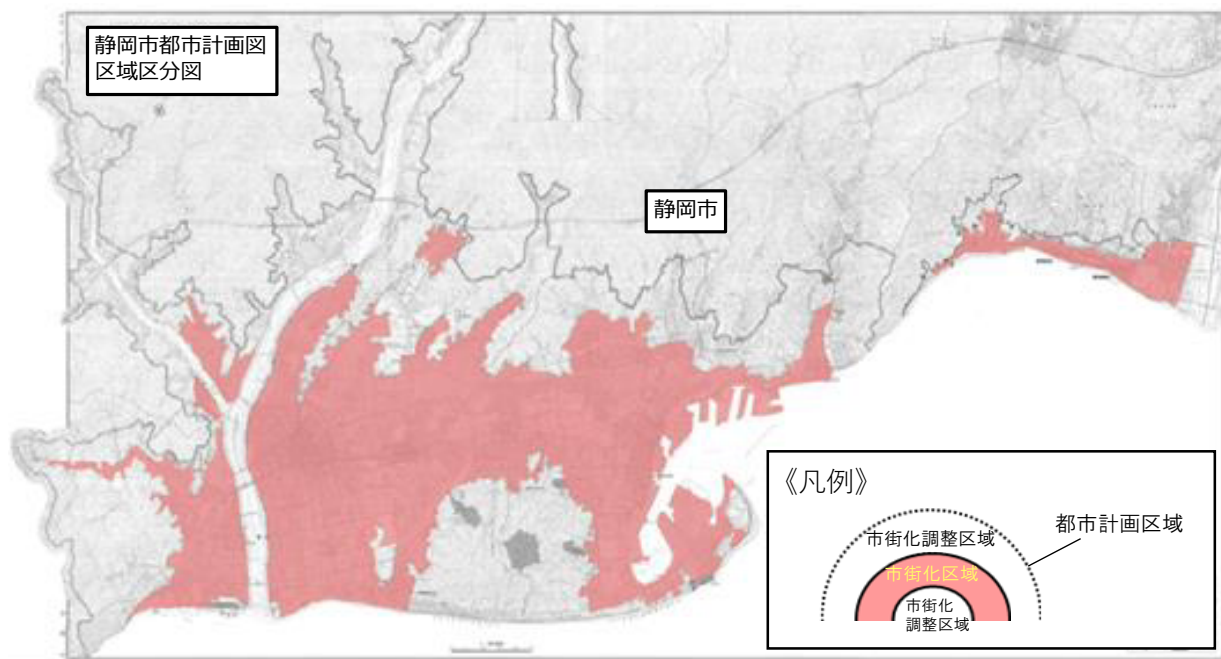
## 2 基本計画における都市農業の対象区域及び都市農業者の定義

基本法第2条では、「都市農業とは、市街地及びその周辺の地域において行われる農業をいう」と規定されています。また、国の基本計画では、「都市農業の振興を図るべき具体的な区域については、国が一律に基準を定めるのではなく」地方公共団体が「地域の実情に応じて設定することが適当である」としています。

そこで、本市基本計画における都市農業の対象区域（エリア）は、「静岡市の都市計画区域のうち市街化区域内」とします。

また、「都市農業の対象区域である農地（都市農地）を利用して営農活動を行う農業者を都市農業者」と定義することとします。

### 【資料3】本市の市街化区域の範囲



市街化区域内農地（葵区）



市街化区域内農地（駿河区）

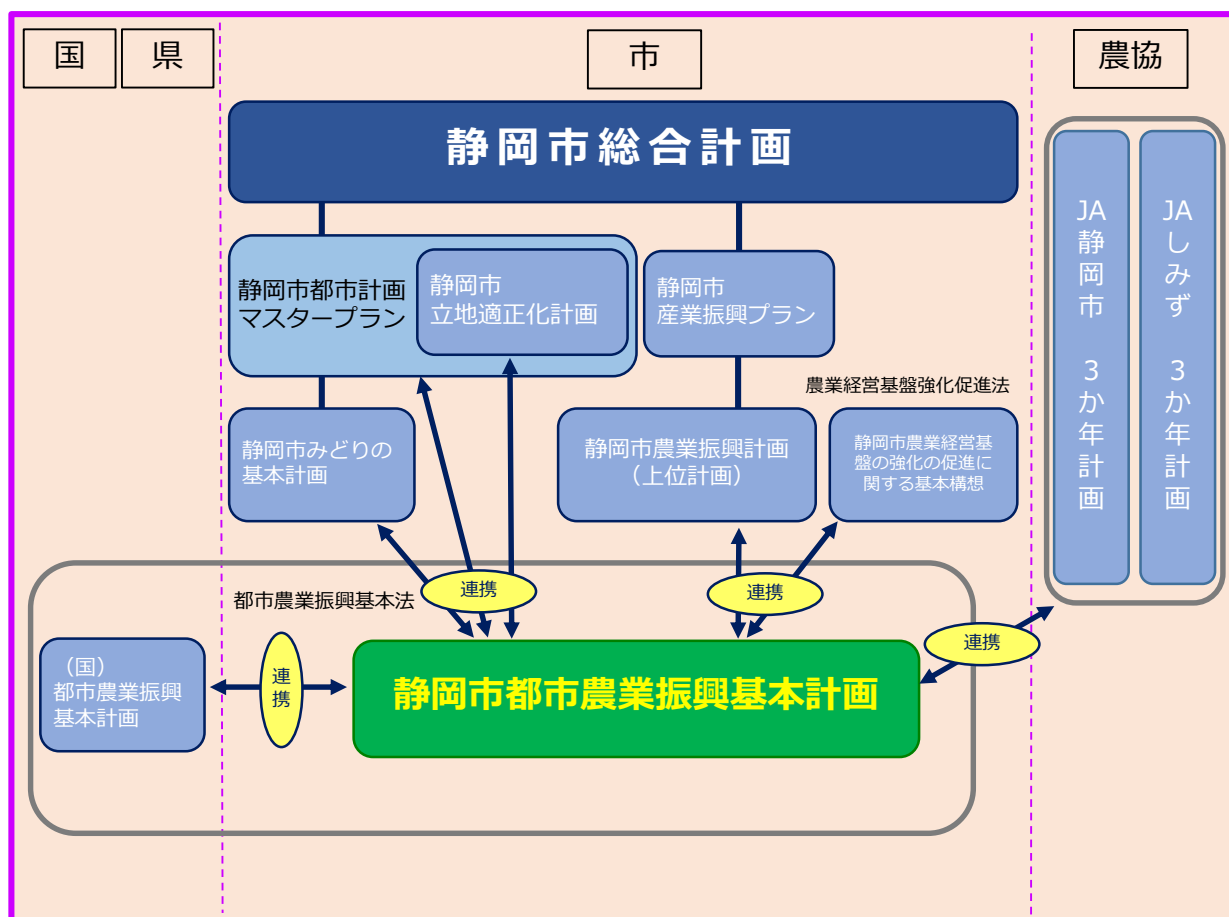


市街化区域内農地（清水区）

### 3 基本計画の位置づけ

本計画は、基本法第10条の規定に基づき定めるものであり、本市の都市農業の振興に関する各種施策の基本となる計画です。また、静岡市総合計画をはじめ、静岡市農業振興計画（上位計画）、静岡市都市計画マスタープランなどの各種計画と整合を図るとともに、市（行政）や都市農業者、農業関係団体を含めた関係者は、本計画で規定する理念や方向性を共有することが求められます。

【資料4】 静岡市都市農業振興基本計画の位置づけ



## 4 本市が目指すまちづくりの方向

本市の各種計画では、目指すべきまちづくりの方向や、その中の農地の位置づけなどについて次のように示しています。

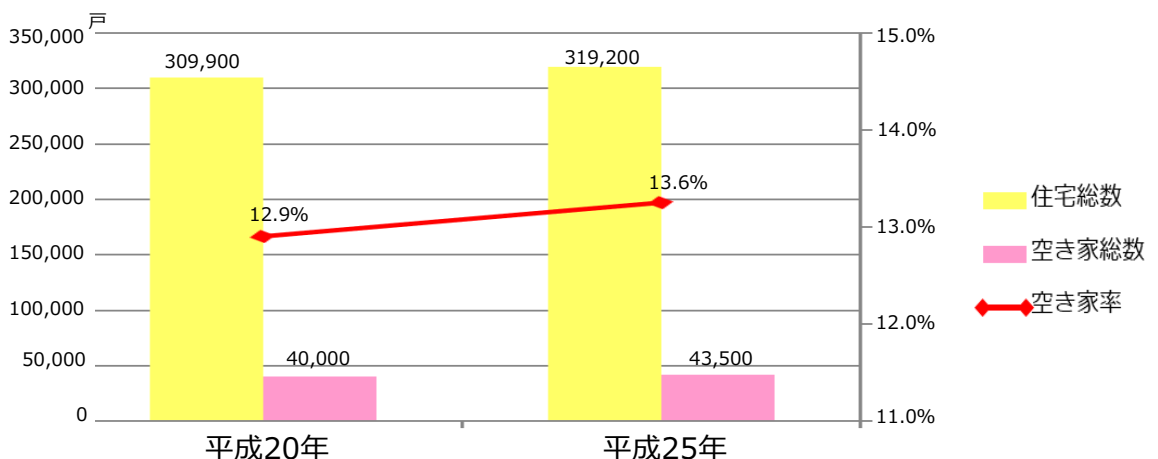
まず、「第3次静岡市総合計画」及び「第2次静岡市産業振興プラン」では、農林水産分野については、「山から海の多彩な資源を活かして、人や地域が潤う農林水産の盛んなまちを実現」するとしています。

次に、「静岡市都市計画マスタープラン」では、本市が目指す将来都市構造として「集約連携型都市構造（コンパクトシティ+ネットワーク）」を掲げています。そして、市街化区域内に、「ゆとりある市街地ゾーン」を設け、「低密度化を図ることで、戸建て住宅や低層の集合住宅を主体とした良好な住宅地の形成」を図るとしています。

さらに、都市のコンパクト化を実現していくための計画としては、「静岡市※立地適正化計画」がありますが、この計画では、「空き地や空き家を有効的に活用するなどして、地域の良好な環境を守りながら、ゆとりある生活を楽しむ区域」として「ゆとりある市街地形成区域」を設けることになっており、その具体的な区域については、今後検討することになっています。

本市では、住宅ストックは充足してきたものの、空き家が増加する傾向にあり、新たに対応すべき課題となっています（【資料5】参照）。

### 【資料5】静岡市内における空き家率の推移



住宅・土地統計調査（平成20・25年）をもとに作成

※ 「立地適正化計画」とは、都市再生特別措置法の一部改正（平成28年法律第72号）第81条に基づく医療・福祉・商業などの都市機能や居住機能の適正な誘導により、コンパクトなまちづくりを推進するための計画で、都市計画マスタープランの高度化版です。



一方、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画である「※静岡市みどりの基本計画」では、基本方針の1つである「身近にふれあうみどりをつくり・守ります」の方策として、都市の環境保全、公害や災害の防止など、良好な都市環境の形成を図るために「市街地内の農地を保全・活用」することを掲げています。

また、将来市街地（将来市街化区域＋市街化区域に接する緑地〈風致地区、自然公園〉）における緑地の割合の長期目標を約28.7%（平成25年度現在は約27.1%）と定めていますが、公園については、「国の緑の政策大綱や都市計画中央審議会で示されている都市公園などの市民1人当たりの面積の目標水準には、達していない状況」を問題としています。実際に市街化区域内における1人当たり都市公園面積は、政令市21市（東京特別区を含む）の中で19位と下位にあり、市街化区域内の緑地空間に対する重要性が高まっています。（【資料6】参照）。

静岡市都市農業振興基本計画の上位計画となる「静岡市農業基本計画」では、本市農業が「農家経済を支える産業」「地域経済の存続・発展に寄与する産業」となれるよう、経営耕地が減少している中ではありますが、「次代へ継承していくため、農業者にとって大切な経営資源である優良農地を着実に確保」し、「今後も一層、公益的機能を発揮することにより、市民が豊かな生活を享受できるまちにする」ことを目的に掲げています。

## 5 計画期間

国の基本計画では計画期間を定めていませんが、計画を策定してから一定期間経過した後は、その時点での諸情勢などに即して内容を見直す必要があることから、本計画では計画期間は、平成30年度（2018年度）から34年度（2022年度）までの5年間とします。

なお、国の制度改正など社会情勢の変化などにより、新たな対応が必要となった場合には、その時点で所要の改正を行うこととします。

---

※「静岡市みどりの基本計画」とは、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に基づく、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。

【資料6】市街化区域内における1人あたり公園面積 (平成27年度末)

	都市公園合計面積 (ha)	市街化区域人口 (千人)	1人あたり公園面積 (㎡/人)	順位
札幌市	1,880.60	1,934	9.7	4
仙台市	1,240.83	1,011	12.3	2
さいたま市	312.56	1,153	2.7	21
千葉市	724.21	900	8.0	7
東京特別区	2,695.83	9,234	2.9	20
横浜市	1,750.52	3,563	4.9	14
川崎市	477.59	1,420	3.4	18
相模原市	282.35	648	4.4	15
新潟市	474.24	650	7.3	8
<b>静岡市</b>	<b>190.09</b>	<b>639</b>	<b>3.0</b>	<b>19</b>
浜松市	369.36	511	7.2	9
名古屋市	1,583.59	2,264	7.0	11
京都市	505.19	1,448	3.5	17
大阪市	958.46	2,697	3.6	16
堺市	662.20	800	8.3	6
神戸市	2,118.28	1,492	14.2	1
岡山市	494.22	574	8.6	5
広島市	608.70	1,141	5.3	13
北九州市	908.36	927	9.8	3
福岡市	1,000.30	1,424	7.0	10
熊本市	409.04	647	6.3	12
政令市計	19,646.72	35,077		

平成27年度末都市公園整備水準調査より（静岡県ホームページ）

## 第2 都市農業の現状

### 1 本市都市農業をめぐる状況の変化

#### (1) 農業振興地域と都市計画区域

高度経済成長期の急激な都市化の進展に対応するため、昭和43年に「新都市計画法」（昭和43年法律第100号）が制定されました。同法に基づき※1都市計画区域内に設定された市街化区域は、「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」とされ、その区域内の農地は、開発許可により宅地化すべきものとして位置付けられました。

一方、優良農地を主体とした農業地域を保全・形成し、農地の無秩序な転用などを抑制するため、昭和44年に「農業振興地域の整備に関する法律」（法律第58号。農振法）が制定されました。同法に基づき指定された農用地区域は「農用地などとして利用すべき土地の区域」とされ、主な農業振興施策は、この農用地区域を対象として、計画的・集中的に実施することとされました。

このような経過を経て、都市農業は、農業政策と都市政策の両面から確たる役割や位置づけを失うこととなりました。

本市の平成29年12月1日現在における市街化区域は10,474haで、そのうち※2生産緑地地区を含めた市街化区域内農地は526haです。（【資料7】参照）。

---

※1 都市計画区域とは、土地利用に関する規制など様々な都市計画を定め、一体的かつ総合的な整備・開発・保全をする区域をいいます。

※2 生産緑地地区とは、生産緑地法（昭和49年法律第68号）の規定により市街化区域内にある農地などの農業生産活動に裏付けられた緑地機能に着目し、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る地区をいいます。

## （２）宅地化農地と生産緑地

昭和60年代から平成初頭にかけてのバブル全盛期には、大都市部を主として地価が高騰し、本市も全国的な傾向と同様に市街化区域内の農地に対する宅地化に対する需要が高まりました。その後、本市は平成17年4月に政令指定都市へ移行し、同時に※三大都市圏特定市となりました。これにより、市街化区域内の農地は、原則、宅地化するものとして、固定資産税が、これまでの農地に準じた課税から宅地並み課税で賦課されるようになりました。

しかしながら、市街化区域における市街化の進行も相当に進み、地域住民のライフスタイルも多様化する中で、良好な生活環境の確保のうえから、残存する農地の計画的な保全の必要が高まり、宅地化すべき農地と保全すべき農地の選別が進められました。

そのうち、保全すべき農地については、生産緑地地区としての指定を受けることにより農地課税が適用されました。ただし、主たる農業従事者は、当該地について指定から30年間、農地としての管理が求められることとなりました。

本市の生産緑地地区の面積は、平成17年の指定開始以降、24年までは純増で推移してきました。しかしながら、平成25年は、興津第2土地区画整理事業予定地であった清水区谷津町の一部（約45ha）を逆線引き（市街化区域から市街化調整区域へ編入）した影響で初めて前年を下回り、それ以降、現在まで面積は約220haであまり変化が見られません（【資料8】参照）。今後は主たる農業従事者の高齢化などに伴い、生産緑地地区面積は減少傾向に転じる可能性があります。

---

※ 「三大都市圏特定市」とは、以下に掲げる圏域に存在する政令指定都市及び以下に掲げる区域を含む市（東京都の特別区を含む。）をいいます。

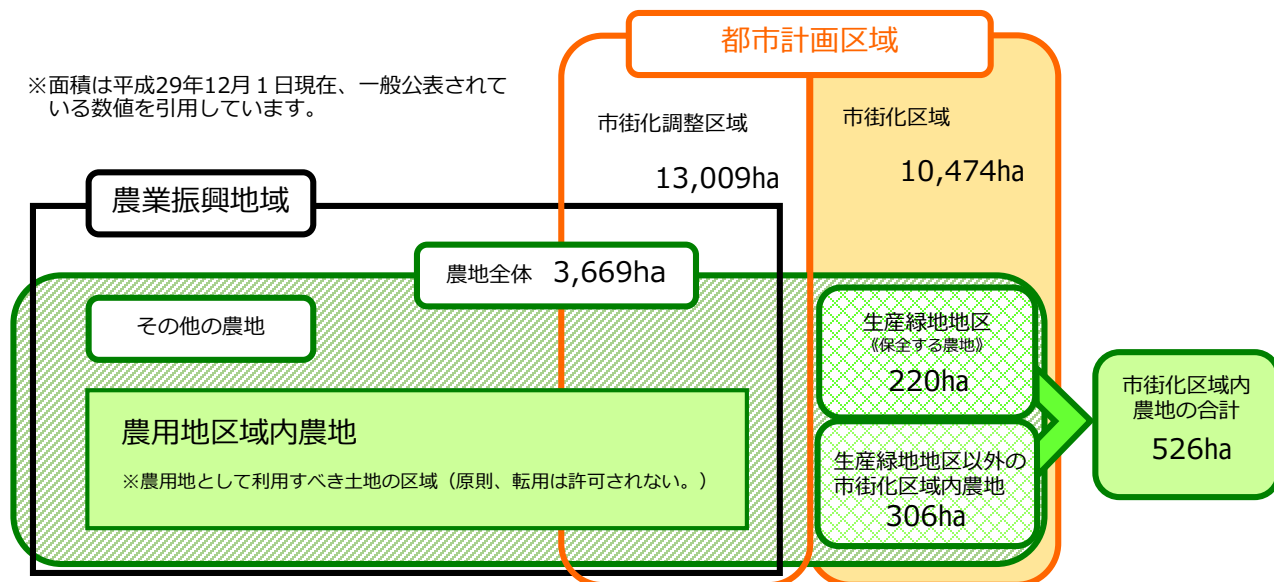
首都圏：「首都圏整備法」の既成市街地及び近郊整備地帯内にあるもの。

中部圏：「中部圏開発整備法」の都市整備区域内にあるもの。＜静岡県・愛知県・三重県＞

近畿圏：「近畿圏整備法」の既成都市区域及び近郊整備区域内にあるもの。

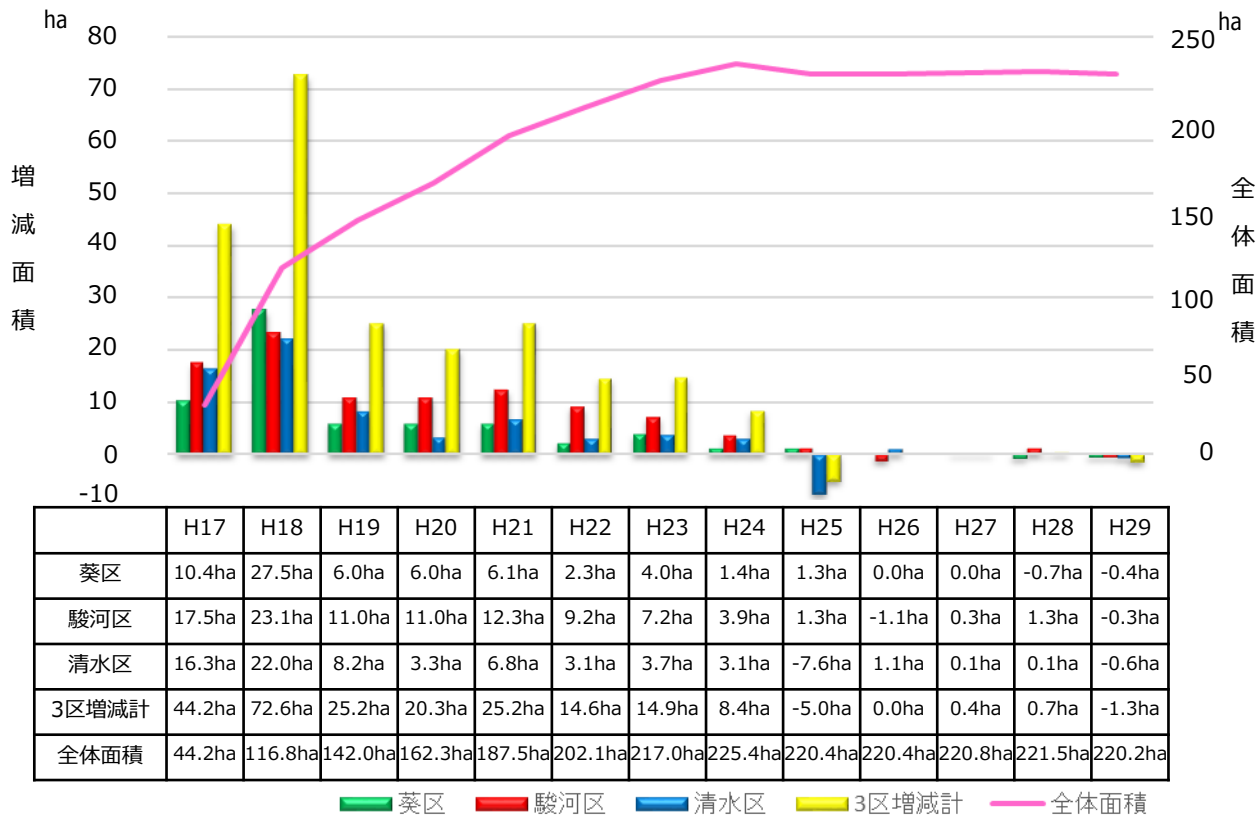
## 【資料7】農振法および都市計画法による土地利用区分の概念図

※面積は平成29年12月1日現在、一般公表されている数値を引用しています。



- ◆生産緑地地区以外の市街化区域内農地 3,055,950㎡ (≒306ha)  
《平成28年度固定資産税概要調書(静岡市)》
- ◆市街化区域面積 10,474ha
- ◆市街化調整区域面積 13,009ha  
《平成29年11月28日 静岡市告示第805号 静岡市都市計画区域区分の変更》
- ◆生産緑地地区面積 220.2ha (≒220ha)  
《平成29年11月28日 静岡市告示第810号 静岡市都市計画生産緑地地区の変更》

## 【資料8】生産緑地地区の行政区別増減面積及び市全体面積の推移



### (3) 都市農業振興に関する政策の転換

平成11年に制定された「食料・農業・農村基本法」（法律第106号）では、都市農業を「都市及びその周辺における農業」と規定し、国が都市農業の振興について方向を示しました。その後、食の安全・安心への市民意識の高まりや学校教育・農業体験を通じた農業に対する理解の高まり、本格的な人口減少時代の到来による住宅需要の鎮静化、東日本大震災を契機とした防災意識の高まりなど、本市都市農業を取り巻く情勢も変化してきています。

このような経緯を経て、平成27年4月、基本法が施行されました。基本法では、都市農業を「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」と定義し、平成28年5月に閣議決定された国の基本計画では、これまで「宅地化すべきもの」とされてきた市街化区域内農地の位置づけを都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、環境共生型の都市を形成するうえで、農地を重要なものとして位置付ける方向性が明確に打ち出されました。

本市でも、都市農業の振興や都市農地の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る必要があることから基本計画を策定し、計画に基づく施策を展開することにより、国の政策に即した本市都市農業の持続的な発展を推進していきます。



## 2 各区（本市都市農業の区域として定義した市街化区域内）の農業

※下記の地名には、市街化区域と市街化調整区域が併存する地区が一部あります。

### （1）葵区

千代田、上足洗、竜南、北安東などの平坦地の地区では、ハウレンソウ、キャベツ、小松菜など様々な葉物野菜の露地栽培が行われており、カーネーションなどの花卉や、イチゴ、トマトなどの施設栽培も行われています。

賤機山の周縁や西奈地区では、市街化調整区域に隣接する区域で「温州ミカン」などの柑橘や茶が栽培されています。

一方、羽鳥や籠上地区ではイチゴの栽培も行われています。



【ハウレンソウの施設栽培】

### （2）駿河区

広野地区は、本市最大規模の落葉果樹の生産地となっています。この地区は、早生桃の出荷産地として戦前から全国的に名声を高め、現在も県内随一の集団産地として、市場より高い評価を受けています。また、梨、キウイフルーツなどの果樹も多く栽培されています。

池田、国吉田、谷田など有度山（日本平）の周縁部では茶の栽培が盛んであり、やぶきた茶発祥の地として「日本平茶」のブランドを形成しています。

国道1号に沿った丸子では、「温州ミカン」や「スルガエレガント」を主とする柑橘や茶の栽培が行われていますが、農地が細分化し、経営規模も小さいところが多くなっています。

一方、大谷や中島地区のような比較的まとまった平坦地は、古くからの水田地帯であり、地区の一部では「大谷コシヒカリ」といったブランド米が栽培されています。また、中島地区には市民コミュニティ農園も比較的多くあります。



【早生桃】

### (3) 清水区

有度、庵原地区では、「喜水」「幸水」などの品種の梨が、有袋栽培されています。このほか、庵原地区では「温州ミカン」の栽培や、ミカンの転換作物としてプラムの露地栽培も盛んです。

高部、飯田地区では、トマト、イチゴ、葉ねぎなどが栽培されています。

一方、草薙、矢部などの有度山（日本平）周縁部は、茶、柑橘を主体とした樹園地が多くあります。

三保、折戸、駒越地区では、市街化調整区域に隣接する区域で、トマト、枝豆などを主体とした施設野菜の栽培が行われています。枝豆は、国内唯一の周年栽培を行い、豊かな旨みと風味、高級感から東京の市場に出荷され、料亭などで使用されています。

一方、トマトは大正時代から栽培が始まり、現在も盛んに栽培が行われています。



【梨の有袋栽培】



【丸玉トマト】

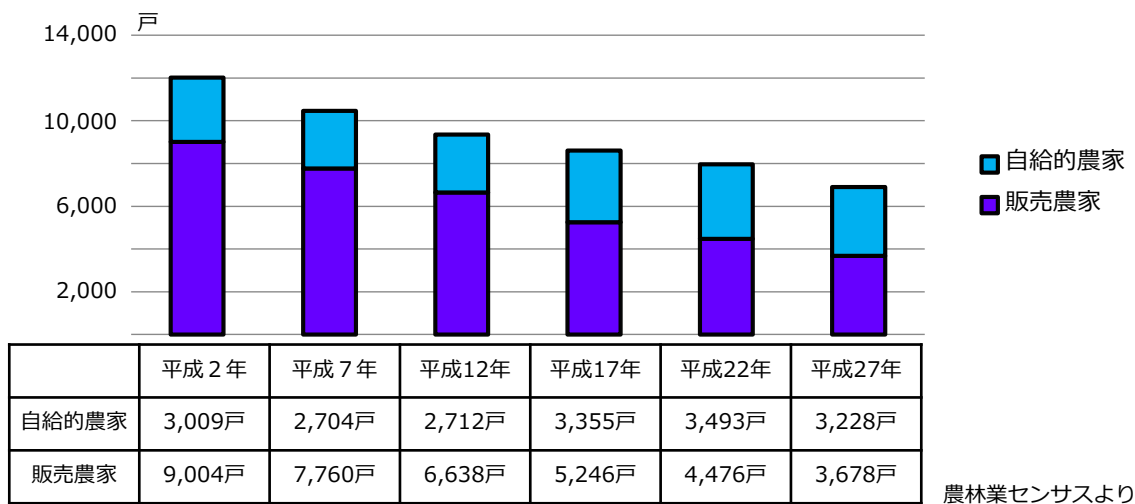


### 3 都市農業者の現状

本市の総農家戸数は年々減少しています（【資料9】参照）。総農家数のうち市街化区域内に住所を有する農家数の割合は約38%です。また、市街化区域内に住所を有する農家のうち※1販売農家は約45%、残りは※2自給的農家です【資料10】参照）。

市街化区域内農地で営農活動を行う都市農業者は、市街化の進行や相続の発生に伴う農地の小規模化・分散化に加え、農地保有コストの増大、水質や日照、通風などの物理的環境の悪化、さらには肥料の臭い、農作業音などに対する周辺住民からの苦情など、都市農業特有の課題に直面しつつ、これまで農業経営の継続を図ってきました。

【資料9】市内総農家数の推移



【資料10】市内農家数の内訳

	葵区	駿河区	清水区	計
市内総農家数（戸）	2,876	1,210	2,820	6,906
市街化区域内に住所を有する農家（戸）	666	878	1,073	2,617 (総農家の37.9%)
販売農家（戸）	279	372	530	1,181 (市街化農家の45.1%)
自給的農家（戸）	387	506	543	1,436 (市街化農家の54.9%)

平成27年農林業センサスより

※1 「販売農家」とは、経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家をいいます。

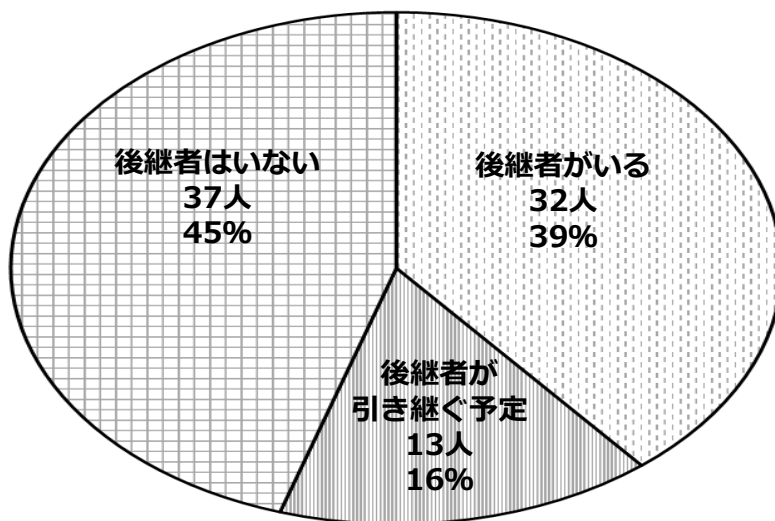
※2 「自給的農家」とは、経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家をいいます。

一方、消費地に近いというメリットを活かし、イチゴや桃などの直販所経営を行うなどして、収益性の高い農業経営を行う都市農業者もあり、これらの者は、各種助成制度などを有効に活用しながら、積極的な営農スタイルを確立しています。しかしながら、多くは小規模零細経営であり、自給的農家が多くを占めています。

また、相続時には、一部の農地を売却もしくは宅地化し、相続税の支払いに充てることを検討している農家が多く、農地を維持するうえでは、固定資産税、相続税が負担となっています。

しかしながら、平成28年に実施した「静岡市都市農業意向調査」（【資料11】参照）によると、後継者がいる人が39%、後継者がいる予定の人が16%で、合わせて過半数の55%は後継者が引き継ぐ予定となっています。

#### 【資料11】 静岡市都市農業意向調査



静岡市内の認定農業者のうち市街化区域内農地を使用している82名の回答  
平成28年10月実施（静岡市農業政策課）

## 4 地域住民の意向

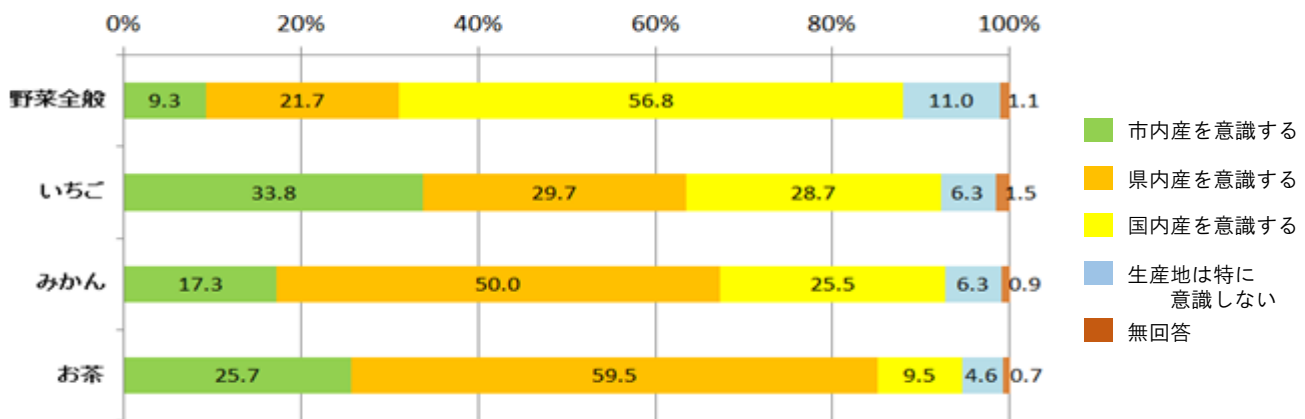
地域住民にとって、市街化区域内の農地は身近な存在です。地域住民は、都市農地が有する地元産の新鮮な農産物を供給する機能をはじめ、生活に安らぎや潤いをもたらす緑地空間としての機能や、農業体験、学習、交流の場としての機能、災害時における延焼防止などの機能などを享受できる立場にあります。

一方、食や農への関心が高まる中、地元産農産物や食育に関する関心も高く、身近な場所で営まれる農業への関心も高くなってきています（【資料12】「地産地消に関する市民意識調査」、【資料13】「食育に関する意識アンケート調査」、【資料14】「農業体験に関するアンケート調査」参照）。

また、平成27年度に市が清水区蒲原に開設した「アグリチャレンジパーク蒲原」の市民農業体験ほ場では、トムモロコシ、キャベツ、ブロッコリーなどの種蒔き、苗植え、収穫体験イベントが開催され、毎回数百人規模の参加者があり、大変盛況で、参加者からは自然と触れ合うことによる満足感の声が多く聞かれます。

市民コミュニティ農園に対する人気も比較的高く、特に市街化区域では、平成28年1月現在で44箇所、970区画（44,317㎡）ある農園のうち、利用されている区画は884区画と全体の91%にもものぼっています（【資料15】参照）。このようなことから、地域住民の間には、新鮮で安心・安全な農産物を消費するだけでなく、農業体験を通じ、自然と触れ合いたいというニーズが強まっているものと考えられます。

### 【資料12】地産地消に関する市民意識調査

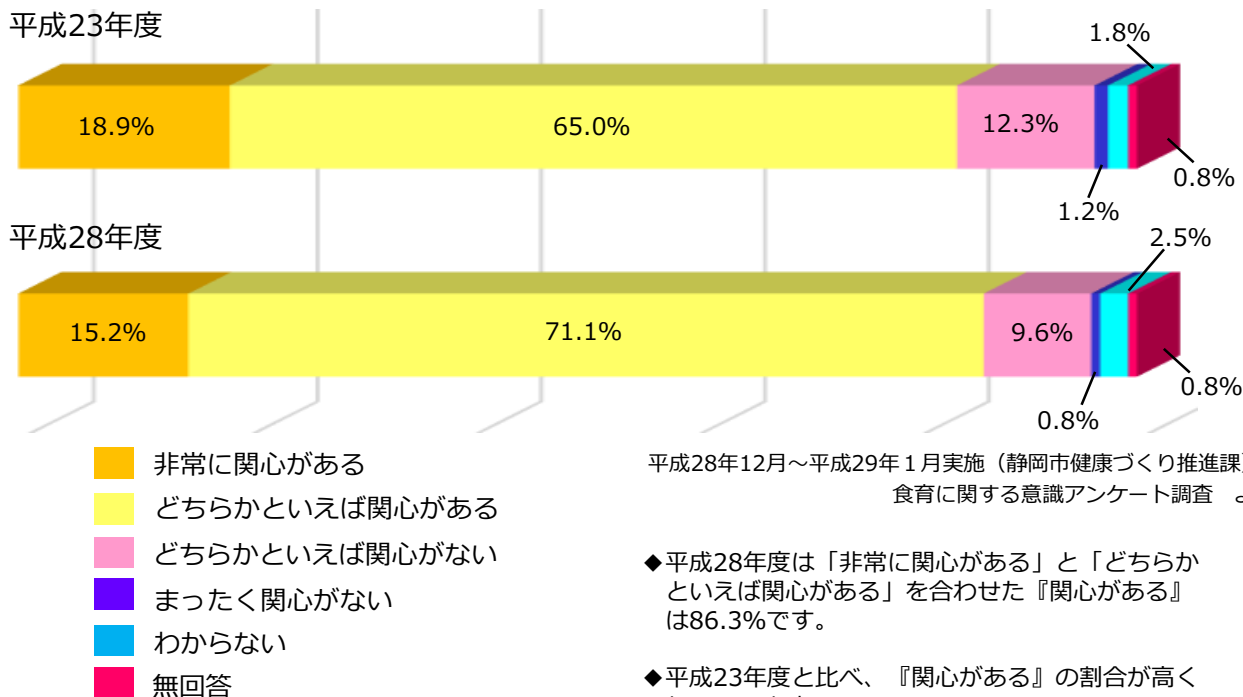


平成28年6月実施（静岡市農業政策課）18歳以上の市民538名の回答

◆市内産を意識している市民の割合は、野菜全般で9.3%、いちごが33.8%などとなっています。上記4品目の市内産を意識している市民の割合の平均値は約22%です。

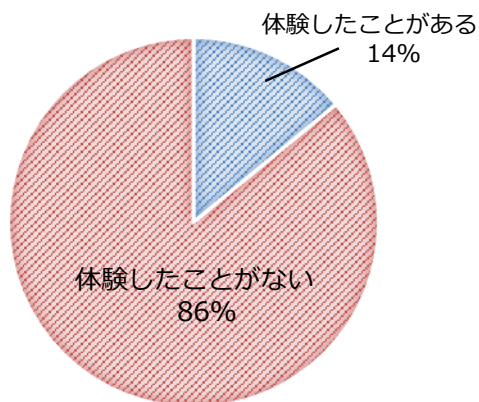
## 【資料13】食育に関する意識アンケート調査

### Q. 食育に関心がありますか？



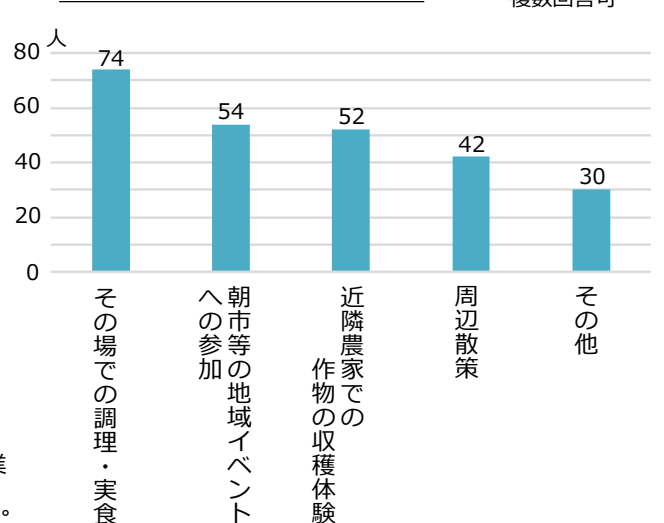
## 【資料14】農業体験に関するアンケート調査

### Q. 農業体験をしたことがありますか？



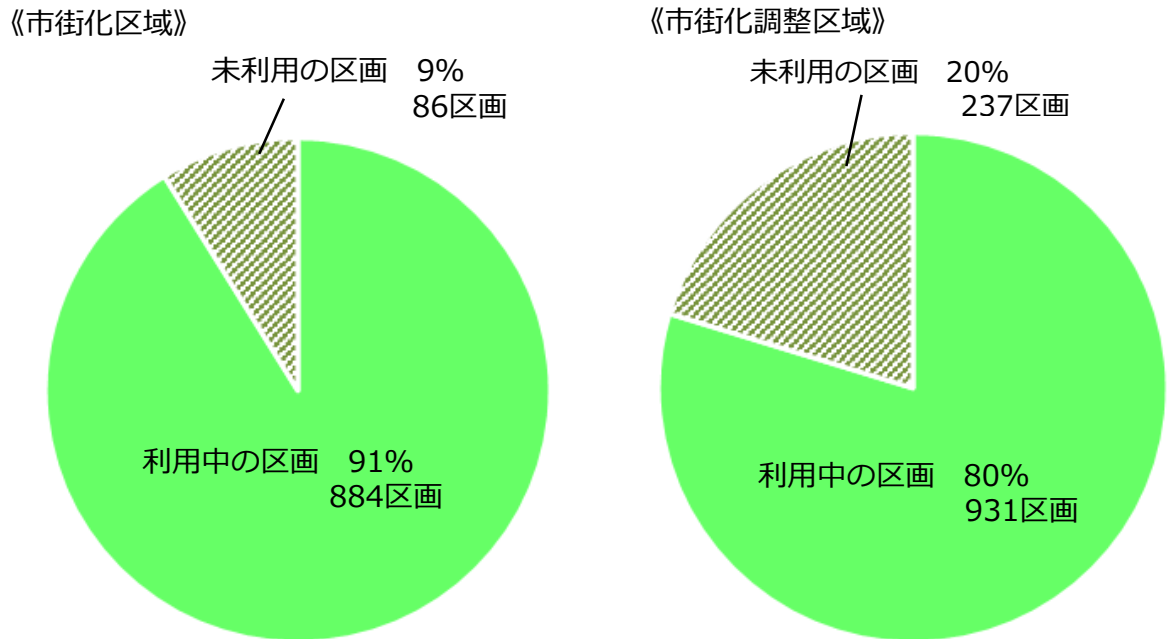
◆農業体験をしたことがある人は14%ですが、今後農業体験イベントに参加してみたいという人は多くいます。

### Q. 今後参加してみたい農業体験イベント、関連して参加したいイベントは？



平成26年7月実施（静岡市農業政策課）  
市政アンケートモニターに委嘱した市内在住の男女100人が回答

## 【資料15】 市民コミュニティ農園の利用状況調査



平成28年1月現在

市街化区域内の市民コミュニティ農園44箇所・市街化調整区域内の市民コミュニティ農園33箇所

- ◆市街化区域内の市民コミュニティ農園44箇所・970区画（総面積44,317㎡）のうち利用されている区画は884区画（91%）です。
- ◆市街化調整区域内の市民コミュニティ農園33箇所・1,168区画（総面積70,533㎡）のうち利用されている区画は931区画（80%）です。
- ◆市街化区域内の市民コミュニティ農園の利用率が市街化調整区域内の市民コミュニティ農園の利用率よりも11%高いことから、自宅から近い距離にある市街化区域内の市民コミュニティ農園に対する人気が高いことがわかります。

# 第3 都市農業振興における課題

## 1 課題の整理

都市農業に関するこれまでの経緯や現況を踏まえたうえで、本市都市農業振興における課題をまとめると次のとおりです。

### (1) 生産供給力の向上

- ① 「地産地消に関する市民意識調査」（【資料12】参照）からも明らかなように、近年、顔の見える農産物や地産地消の意識の高まりから、JA静岡市が展開する「じまん市」、JAしみずが展開する「グリーンセンター」、JAしみずサービスが展開する「産直プラザふれっぴー清水野菜村」などのファーマーズマーケットの人气が高く、一部の店舗では、午前中に大半の農産物が売れ、品不足が生じる状況も出ています。

また、JA静岡市のファーマーズマーケットでは、市街化区域内の店舗の販売実績が群を抜いており、都市農業者の販売（出荷）先として市街化区域内のファーマーズマーケットの果たす役割が大きくなっています。このことから、ファーマーズマーケットへ農産物を安定供給できるための生産対策が必要です。

一方、都市農業者（生産者）からは、ファーマーズマーケット以外にも販売（出荷）施設が欲しいとの声もあり、都市農業者自らが営むことができる直売所の設置など販売機会の拡大も求められています。

このほか、市内には中央卸売市場も設置されていることから、都市農業者のニーズに合わせてそれぞれの有効な活用法を考える必要もあります。



【ファーマーズマーケットの開店を待つ行列と午前中の店内の様子】

- ② 市街化区域内で営農活動をしていながら、市場に近いという利点を十分に活かし切れていない都市農業者もいることから、鮮度が重視される葉物野菜の生産拡大など地産地消の推進への取組みや、食品事業者との連携による商品開発など6次産業化への取組みが必要です。
- ③ 小規模ながらも収益があり、販売農家として営農意欲のある都市農業者に対しては、将来的に持続可能な営農活動を行えるよう積極的な支援が必要です。
- ④ 都市農地の維持、確保という観点からは、多数を占める自給的農家の営農継続対策についての検討も必要です。都市化の進展など、地区を取り巻く生産環境の悪化が懸念され、灌漑施設などの土地改良施設の老朽化も一部で見られる中で、収益を確保できるような検討が必要です。



## (2) 担い手の確保・育成

- ① 販売農家として営農を継続しようという意欲のある都市農業者に対しては、将来的に持続可能な営農活動が行えるよう、農業所得が向上するような支援をしていくことが大切です。
- ② 認定農業者をはじめとする担い手も高齢化が進んでいることから、後継者育成に関する対策を検討する必要があります。15ページの【資料11】から分かるように、都市農業者の55%に後継者の見込みがあります。今後、これらの後継者が離れていかないような支援体制の構築が重要です。このためには、労働時間の短縮や労働環境の向上を目指した支援策が必要となります。
- ③ 市街化区域では比較的農業者が点在しています。このため、横の繋がりや連携が生まれにくいことから、ネットワーク化やグループ化を促進する取組みが必要です。

### (3) 都市農業と地域住民との共生

- ① 営農活動による、農薬の飛散や堆肥の異臭、作物残渣、農作業時の騒音など、地域住民の住環境に与える悪影響が懸念されるため、地域住民の住環境を保全するための対策が必要です。

このためには、現在、実施している事業の検証や、利用しやすい施策事業のあり方を検討する必要があります。

- ② 市街化区域で農業を継続するためには、都市農業者と地域住民との交流や対話を通じ、農産物の栽培方法や農作業に対する要望などについて相互理解していくことが重要です。

このためには、市街化区域では都市農業者と自治会組織との連携を図ることや、農協などが実施する「農業まつり」などを活用し、積極的な交流を進める必要があります。



【アグリフェスタ清水の様子】

### (4) 都市農地が有する多様な機能の発揮

- ① 地域住民のレクリエーションや心身のリフレッシュの場として、農業体験に対するニーズが高まっています（【資料14】参照）。本市では、市街化区域でも有度山などのふもとでは柑橘が盛んであり、また、長田地区の桃をはじめ、広い地域で梨、キウイフルーツ、プラム、いちじくなど、その場で食べてもおいしい様々な果樹が生産されています。

しかしながら、現在は、市街化調整区域に比べ、身近な市街化区域では農業体験をする場所が少ない状況にあります（【資料15】参照）。そこで、居住地からも手軽な距離にある市民コミュニティ農園、体験農園などの整備が必要です。また、農園の借り手や利用者だけでなく、農地を提供する都市農業者にもメリットがあるような仕組みを構築する必要があります。



② 学校教育における農業体験学習の場としての活用や、学校給食における地元産農産物の供給源としても、身近な市街化区域内農地を確保する必要があります。学校給食では、今後、ニーズに合ったサイズや品質、量を安定的に供給できる仕組みづくりを研究し、農業団体、学校給食関係者、流通事業者、教育委員会などによる連携を密にしていく必要があります。

③ 本格的な高齢化及びストレス社会の到来により、今後、福祉事業者などからの都市農地活用に対するニーズが高まるものと予想されます。また、施設園芸などでは、農作業の工程を細かくマニュアル化することにより、障がい者を積極的に雇用しながら生産性の向上や収益の増加につなげた生産者もいます。

農作業を通して得られる心身のリハビリテーション及びセラピーなどの効果や共同作業による障がい者の社会参加の促進などの効果が今改めて評価されていることから、障がい者や高齢者が、身近な場所で農地を活用できるよう、「農・福連携」による新たな農業経営の展開と効率化を図る必要があります。

④ 東海地震をはじめ、近年、危惧されている南海トラフ地震の発生時には、建物が密集する市街化区域に存在する農地は、貴重なオープンスペースとなります。このことから災害発生時の一時的な避難スペースなどとして都市農地の活用を図る必要があります。

一方、台風やゲリラ豪雨など大雨による水害に対しては、雨水の貯留機能として、都市農地の有効活用を図ることも重要です。



## (5) まちづくり計画との整合

### ① 土地利用計画

コンパクトシティの実現に向け、「静岡市都市計画マスタープラン」や「静岡市立地適正化計画」、「静岡市みどりの基本計画」などの中で位置付ける都市機能や居住の誘導等については、良好な生活環境を形成する観点から、都市農地が有する住宅密集地の緩衝地帯としての機能や災害時の避難スペースとしての有効性を考慮するなど、静岡市都市農業振興基本計画と整合を図る必要があります。

また、郊外部においては、都市農地に身近に触れ合うことができる、ゆとりある市街地を形成していくことも重要で、このためには、生産緑地地区の積極的な活用を検討する必要があります。

加えて、本市は、政令市の中で市街化区域における1人あたり都市公園面積が下位に位置していることから、これを補完するためにも、緑地空間としての都市農地の保全・維持を図る必要があります。

### ② 産業振興計画

産業振興の基本的な方向を示す「第2次静岡市産業振興プラン」では、政令市にふさわしい産業・経済の将来像を描きつつ、農林水産分野の政策は、静岡市都市農業振興基本計画との整合性を図りながら、地域資源としての都市農業の価値を活かせるよう取組むことが大切です。

また、今後策定予定の「※地域未来投資促進法」に基づく本市基本計画においても、企業立地の促進区域について、農地保全との調和を図る必要があります。

---

※「地域未来投資促進法」とは、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済波及効果を及ぼす「地域経済を牽引する事業」を国が重点的に支援、促進することを目的に平成29年7月に施行されました。

## (6) 税制上の措置及び生産緑地地区の指定

- ① 本市の市街化区域内農地では、相続税の納税猶予の特例を受け、猶予税額が免除されるには20年間の営農活動が必要であり、期間の途中で耕作放棄や農地の貸借などを行うと納税猶予が打ち切られてしまいます。

このことが、農業継承の障壁になっており、農地流動化の阻害要因にもなっていると考えられます。

- ② 生産緑地地区は、一団で500㎡未満の面積の農地については、その指定を受けられません。また、所有者が異なる複数の農地を一団の生産緑地地区として指定し、そのうちの一部の所有者が相続に伴い農地を手放す場合や、生産緑地地区の一部を公共事業用地として収用された場合、残された農地は指定の面積要件（500㎡）を満たさなくなることがあります。

これにより、生産緑地地区としての指定が解除され、営農が継続できなくなることがあります（いわゆる「道連れ解除」）。

このため、この問題に対する対策として、平成29年に生産緑地法が一部改正され、市の条例により、指定の面積要件を300㎡まで引き下げることができるようになるとともに、道連れ解除に関する運用指針が改正されました。

今後は、本市においても指定面積要件の緩和について、都市計画をはじめ様々な視点からの考え方を踏まえつつ、前向きに検討を進める必要があります。

一方、営農継続が困難な一般農地については、耕作放棄地（未利用地）として放置せず都市計画上の用途地域の区分に沿った土地活用に配慮する必要があります。



# 第4 本市都市農業の目指す方向性

## 1 方向性の整理

気候が※温暖で日照時間が長く、年間降水量も多いという恵まれた自然条件のもと、農産物の生産と消費の場が近接し、都市農業者と地域住民の距離が近いという「地産地消」の推進に適した本市の特徴を活かせるよう、都市農業者と地域住民は、それぞれの立場で都市農業との関わりを持つことにより、それぞれが豊かになる仕組みを作り、都市農業を未来につなげていくことが大切です。

このためには、都市農業者は、常に消費者目線に立って、新鮮で安全、安心な農産物づくりに励み、自らの顔を覚えてもらい、リピーターを得ることにより、やりがいにつなげ、経営力向上を図ることが重要です。

一方、地域住民は、農地が身近にあることで、新鮮、安全で「生産者の顔が見える」農産物を手に入れられることを認識するとともに、農地がもたらす緑地空間が、地域住民に安らぎを与え、さらには地震発生時の避難スペースとしての防災や、ヒートアイランド現象の緩和などの役割も果たすなど、都市農地が有する多様な機能についても理解し、日々の生活に潤いを感じながら、本市都市農業の良き理解者・協力者となることが大切です。

このようなことから、本市では、都市農業者と地域住民とのつながり・共生のもと、都市農業が大切な地域資源であることを双方が十分に理解し、日頃から都市農業を地域の中に積極的に位置づけ、お互いに支え合うことにより、元気で活力のある都市農業を目指していくこととします。

### 大切な視点

- ◆顔の見える農産物づくり ～消費者目線によるものづくり～
- ◆地域資源としての農地活用 ～地域住民に恵みをもたらす農地活用～

### 将来像

**農業者と地域住民が支えあう元気な“しずおか都市農業”**  
～地産地消の推進と都市農地が有する多様な機能の発揮を通じ、  
都市農業者と住民がともに豊かさを享受し、未来へつなぐ～

※ 静岡市の年間平均気温は16.5℃で、政令市20市中、上から6番目です。また、日照率は50%で上から4番目で、降水量は第1位です（平成26年 大都市比較統計年表より）。

# 第5 都市農業振興の基本方針と施策展開

本市都市農業の目指す方向性を実現するために、次のような基本方針を定め、施策を展開していきます。

## 基本方針 I

### 都市農業者がいきいきと活躍できる取り組みの推進 ～持続可能で元気な都市農業を確立するために～

都市農業の持続的発展のため、営農意欲の高い都市農業者（担い手）が、地域住民の理解のもと、限られた農地を最大限に活用しながら地産地消の推進に取り組むとともに、生産性の向上や6次産業化など、収益性をより一層高めるための取組みを推進します。

また、地域住民が地元で生産された農産物を積極的に消費できるようなハード及びソフトの両面における取組みや、優良農地の確保及びその利用に対する取組みを推進します。

#### （1）生産振興及び担い手の確保・育成

- ① 都市農業者が、消費地（市街化区域）の中に自らの耕作地があるという有利性を十分に発揮するためには、地域住民に対して“旬のもの”を新鮮なうちに提供する“多品目生産”による地産地消を推進します。

このために、生産力向上のための農業用機械購入などの設備投資に対して支援し、都市農業者の営農意欲と農業所得の維持、向上を図ります。

- ② 近年、顔の見える農産物に対する住民意識の高まりから、ファーマーズマーケットの人気が高くなっています。ファーマーズマーケットでは、生産地と消費地が近いというメリットを活かし、新鮮で品質の良い農産物を都市農業者自らが設定した手ごろな価格で消費者に販売しています。このことは、農産物の長距離輸送に伴う温室効果ガスの排出抑制など環境面にも好影響を及ぼします。

しかしながら、ファーマーズマーケットなど地元の農産物販売施設では品薄状態のことも多いことから、農産物が安定供給できる体制が整うよう、多様な担い手の確保・育成を図ります。

## (2) 高付加価値化及び6次産業化の推進

- ① 都市農業者自らによる農産物加工品の開発、生産、販売活動や、健康・安全志向の消費者ニーズに対応した食品関連企業や飲食店との連携による商品開発など、新たな販路拡大に向けた6次産業化への取組みを推進します。
- ② JA関連のレストランで地元食材をふんだんに取り入れた料理を提供し、かつ、地元都市農業者から直接持ち込まれる野菜が並ぶ直販所が併設された店が人気を博しています。  
このように、都市農業が有する農産物の供給機能を最大限発揮できるよう、農産物の直売所、農家レストランの整備などの取組みに対し支援します。
- ③ 本市には、「折戸なす」のように昔から受け継がれてきた※伝統野菜があり、希少農産物として評価されています。  
一方、近年では、話題性や希少性、ストーリー性のある作物を生み出し、PRすることで、そのブランド化を推し進めるケースも生まれています。駿河区の長田地区で生産されている「長田唐芋」は、戦略作物（新顔野菜）として将来を期待されています。



【折戸なす】

三保松原から眺める富士山が美しい清水区三保地域の市街化区域や、その隣接するエリア（市街化調整区域）において、在来種である「折戸なす」が栽培されています。折戸なすは、「一富士二鷹三茄子（なすび）」のことわざや、徳川家康公に献上されていたことが伝えられている由緒ある作物で、その栽培は、明治以降途絶えていましたが、国の研究機関で保存されていた種を譲り受け、平成17年に復活を果たしました。丸い形状できめ細やかな肉質と濃厚な味わいが特徴です。



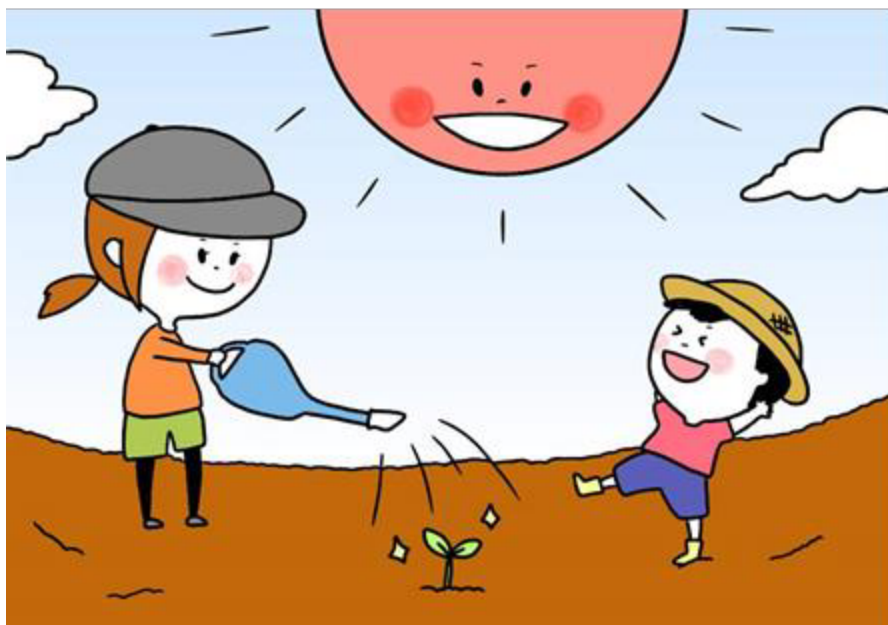
【長田唐芋（おさだとうのいも）】

平成22年から試験栽培を開始し、水分が多い土地で良く育ち、里芋に似た「しま模様」が特徴の芋です。味が濃く、きめの細かさや粘りが特徴で、ぬめりの成分ムチンは胃の粘膜を保護します。JA静岡市のじまん市などで販売されています。

※「伝統野菜」とは、その土地で古くから食べ継がれ、近代的な品種改良がされる前の作物で、食文化などの伝統を有しているものをいいます。

### (3) 優良農地の確保と利用推進

- ① 市街化区域内の農地の取得や貸借が円滑に進むよう、市・農協・農業委員会などの関係機関は、連携を図りながら意欲ある都市農業者への農地の集積や集約を推進します。
- ② 「静岡市都市計画マスタープラン」や「静岡市立地適正化計画」などの土地利用計画については、良好な生活環境を形成し、「都市と緑・農の共生」の実現に向けて取り組む際、都市農業振興の観点を十分考慮し、都市農業振興基本計画との整合や連携を図りながら、総合的かつ計画的に必要な農地を保全していきます。  
特に郊外部においては、空き地を有効に活用するなど、都市農地に身近に触れ合える、ゆとりある市街地の形成を推進します。
- ③ 市街化区域では、営農活動が行われることにより農地が緑地としての機能を発揮し、農業と調和した良好な都市環境が形成されることから、集団的な農地の保全・活用に係る関係法令の動向や、土地所有者などの意向を尊重しながら、生産緑地地区の面積要件の緩和について前向きに検討するとともに、制度の更なる活用を図ります。



## 基本方針 II

# 地域住民が都市農業を身近に感じられる環境づくりの推進 ～地域住民が都市農業を理解し、その価値と魅力を共有できるように～

都市農業の持続的発展には、地域住民の理解と協力が欠かせません。身近に都市農地があることで、地域住民は新鮮で安全、安心な農産物を手に入れることができることから、都市農業が大切な地域資源であることを地域住民が認識し、日頃から地域の中に農業を積極的に位置づけ、都市農業について考えていけるような土壌づくりが大切です。

このため、地域住民が農業体験できる環境を整え、イベントなどへの参加を促すほか、学校教育で農業体験学習をしたり、学校給食へ地元農産物を取りいれたりすることで、地域住民の農業に対する理解を深め、心身のリフレッシュや健康増進、健康寿命のアップにもつながるよう取り組んでいきます。

さらには、都市農業や地元農産物に関する様々な情報発信を積極的に推進するとともに、緑地空間としての機能や、福祉との連携、防災機能など、都市農業が有する多様な機能を発揮させる取組みを推進していきます。

## (1) 都市農業に対する理解の促進（農好市民の育成）

- ① 地域住民が、市街化区域内の農地で農作業を体験することにより、農業の楽しさや苦労を味わい、併せて都市農業の実態を理解してもらえよう、援農ボランティアの育成など、農業の体験機会を提供していきます。

また、市民コミュニティ農園などの整備を推進するとともに、募集などの広報活動を支援します。このほか、市民コミュニティ農園については、若年から高齢者まで幅広い年齢層の住民を対象に、種まきから収穫までの一連の流れを都市農業者などが指導することにより、農業の楽しさや苦労について学び、目で見て手で触れる、体験・交流ができる「※農業体験農園」の普及も推進します。これにより、若年層の就農への関心も高めます。

---

※ 「農業体験農園」は、作付計画を園主（農業者）が作成し、園主が月に1～2回程度利用者に栽培講習を行う体験農園をいいます。農具、種苗、生産資材は園主が用意し提供します。



② 都市農業では、農地が消費地の中にあることが経営上のメリットとなる反面、地域住民の住環境に配慮した営農活動が求められます。このため、農薬の飛散防止はもちろんのこと、化学肥料や農薬の使用制限による環境負荷の軽減を推進します。

一方、地域住民に対する農業機械の騒音防止対策や、農業残渣を適切に処分することにより野焼きなどを防止するなど、地域住民と共生できる農業経営を行える取組みに対し支援するほか、天敵や有効細菌などを利用した農業など、クリーンな生産活動を推進します。

③ 学校教育においては、本市の都市農業で、どのような作物が生産されているのか、どのような評価を得ているのかを児童・生徒が学習することで、自らの住む地域や郷土に対する想いを醸成します。また、実際に栽培から収穫までの農業体験学習を行うことで、将来農業を志す人材が生まれるような環境づくりを推進します。

④ 学校給食では、食べ物や地域への感謝の心を育てる食育の一環として、都市農業を含む地元農産物や加工品の利用促進を図ります。

⑤ 都市農地やそこで取れた農産物の紹介など都市農業者と地域住民との交流会や収穫祭など農業関連イベントの開催により、地域住民の農業への積極的な関わりを進めます。

また、イベント参加者や地域住民に対し、都市の中における“緑”の空間が地域に好影響をもたらしていることなど、都市農業の啓発を推進します。



## (2) 地元農産物に関する情報の発信

- ① 本市では、「静岡市の旬の食材、ズラッと紹介します。」のキャッチフレーズのもと、ホームページ「ZRATTO! しずおか」により、旬の食材の紹介をはじめ、直売所や、観光農園案内、地域の特産品のラインアップ、レシピの紹介などの情報を発信しています。

今後は、市、農協などの各種ホームページや※SNSをさらに拡充させていきます。

静岡市の旬の食材、ズラッと紹介します。



↑ ZRATTO! しずおか  
に接続します。

- ② 地元の地域情報誌（ミニコミ誌）や農協の広報誌などの紙面を活用し、市民に対し、地域で活躍する都市農業者の姿や生産現場の取材記事、イベント開催情報や旬の美味しい情報などを積極的に提供します。

---

※ SNS (Social Network Service) とは、インターネットを通じて人と人とのつながりを促進し、コミュニティの形成を支援する会員制サービスをいいます。

### (3) 都市農地が有する多様な機能の発揮

- ① リハビリやセラピー、生きがいづくりを目的とした農作業など、「健康・福祉」のための農地活用は、高齢化やストレス化社会の到来により、今後ニーズが高まると見込まれ、福祉施設利用者同士の交流や健康寿命を延ばす効果が期待できます。

一方、障がい者を農業従事者として雇用することで、障がい者の社会参加や自立を促進するといったケースや、元気な高齢者が第二の人生を充実させるために農業に従事するといったことも考えられます。都市農地がこのような利用をされることで、地域住民に対しても、都市農地が持つ多様な機能への理解を促し、都市に必要な空間であることへの理解を深めることにつながります。

このような「農・福連携」や高齢者対策に関わる事業者に対しては、農地の貸借手続きや、各種支援制度の紹介、関連情報の提供などの支援をしていきます。

- ② 火災の発生時には、都市農地が延焼を防止するための緩衝地帯や地域住民の避難スペースとなり、台風やゲリラ豪雨の発生時には、水害を抑制するための雨水の貯留機能として活用できるよう都市農地の保全を推進します。また、東海地震や南海トラフ地震などの発生が危惧される中、大地震発生後においては、仮設住宅の設置場所としての※生産緑地地区農地の活用も検討します。

- ③ 都市農地の持つ緑地空間や水が、地域住民に安らぎや潤いを与えるだけでなく、都市部のヒートアイランド現象の緩和や、鳥や昆虫の生息など生物多様性の保全にも貢献することなど、都市農地が有する多様な機能の発揮について、ホームページなどを通じて地域住民などへ積極的にPRしていきます。



---

※ 生産緑地法第8条の規定により、生産緑地地区内においては、非常災害のため必要な応急措置を行う行為が認められています。

## 施策により期待される効果

### 都市農業の振興

- ・収穫直後の農産物が店頭豊富に並び、新鮮な農産物がいつでも手に入ります。
- ・地産地消レストランや農園カフェなど6次産業化が進展します。

#### ➡市民生活満足度のアップ

- ・地域住民が農業体験できる機会が増え、心身の健康を増進します。

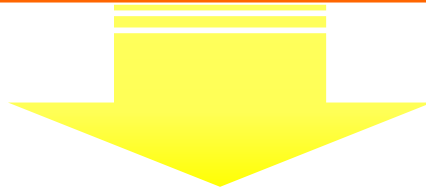
#### ➡健康・長寿のまちづくりの推進

- ・緑地が住環境などに好影響を与え、良好な都市空間を形成します。

#### ➡地域住民に安らぎ、潤い、活力を供与

- ・都市農業者と地域住民が“農”を通じ、良好なコミュニケーションを構築します。

#### ➡“農”から始まる未来につながる人づくり



暮らし続けたい静岡市の実現



人口減少の抑制

## 第6 都市農業振興における目標指標

施策の展開にあたり、都市農業者（生産者）の生産や販売の視点と、地域住民（消費者）の農業に対する期待や関心の視点の両面から、都市農業の振興を図る必要があると考え、本計画の目標指標として2つの指標を設定します。

まず、都市農業者が、将来にわたり持続可能な営農活動を行っていくためには、生産した農産物を地域住民に安定的に供給・販売し、一定の収入を得られることが重要です。

現在、JA静岡市の「じまん市」やJAしみずの「グリーンセンター」などのファーマーズマーケットの人気は高く、生産者の名まえや顔が見え、安心・安全で新鮮な農産物を地元住民が消費するという「地産地消」の典型的なモデルケースとなっています。

このため、1つ目の達成基準として、計画期間（平成30～34年度）最終年度の「市内ファーマーズマーケットにおける都市農業者1人あたりの平均売上金額」を、平成28年度の売上金額以上にすることを目標とします。

### 《目標指標1》

平成34年度 市内ファーマーズマーケットに  
おける都市農業者1人あたり平均売上金額  $\geq$  143万円  
※平成28年度実績

※平成28年度の「じまん市」・「グリーンセンター」・「産直プラザふれっぴー清水野菜村」における市街化区域内に住所を有する農業者1人あたりの平均売上金額

次に、地域住民が都市農業を身近な存在として感じ、地元にとって、なくてはならない地域資源の1つとして認識しているかどうかを判断するには、住民が日頃から農産物の購入にあたり、地元農産物に価値を見出し、市内産であることを意識しているかどうか大きな目安になります。「地産地消に関する市民意識調査」（【資料12】参照）から明らかのように、市内産を意識して購入する市民の割合（野菜全般、いちご、みかん、お茶の4品目の平均値）は、平成28年時点で約22%となっています。

このため、2つ目の達成基準として、計画期間（平成30～34年度）最終年度の「農産物を購入する際に市内産であることを意識している市民の割合」を、平成28年度の実績を8%上回る30%以上にすることを目標とします。

### 《目標指標2》

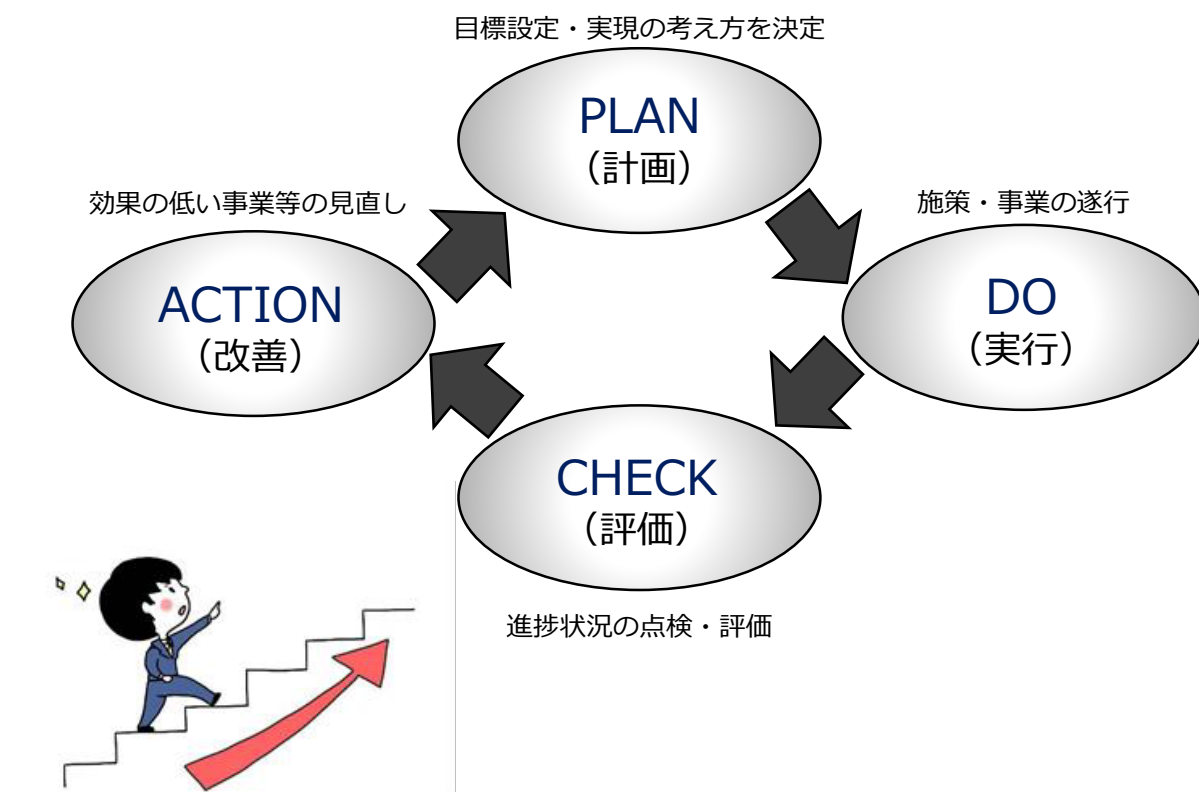
平成34年度 農産物を購入する際に  
市内産であることを意識している市民の割合  $\geq$  30%  
※平成28年度実績+8%

# 第7 計画の推進及び関係者の役割と期待される行動

## 1 計画の推進

本計画の具体的な施策の推進にあたっては、定期的に行政と都市農業者、農業関係団体などが情報を共有し、連携を図りながら計画の実現を目指します。

《計画の進行管理と進め方のイメージ（P D C Aサイクル）》



具体的な施策を推進していく際は、常日頃から関係者が課題や理念を共有し、お互いの連携・協力のもと、それぞれの役割を果たしながら行動していくことが大切です。

各関係者（主体）の役割と期待される行動は次のページのとおりです。

## (1) 都市農業者の役割

都市農業者は、地域住民に地元産の新鮮で安心・安全な農産物を安定的に生産・供給することが求められています。また、市民コミュニティ農園や体験農園など、地域住民にとって身近な農業体験機会を通して、場所を提供するとともに、農業知識を伝授したり、学校給食へ食材を供給したりするなど、都市農業・農地の果たす多面的な機能を活かし、地域住民との交流や地域環境に配慮した生産活動を行い、地域社会、地域住民と共生できる取組みを進めていくことが期待されます。

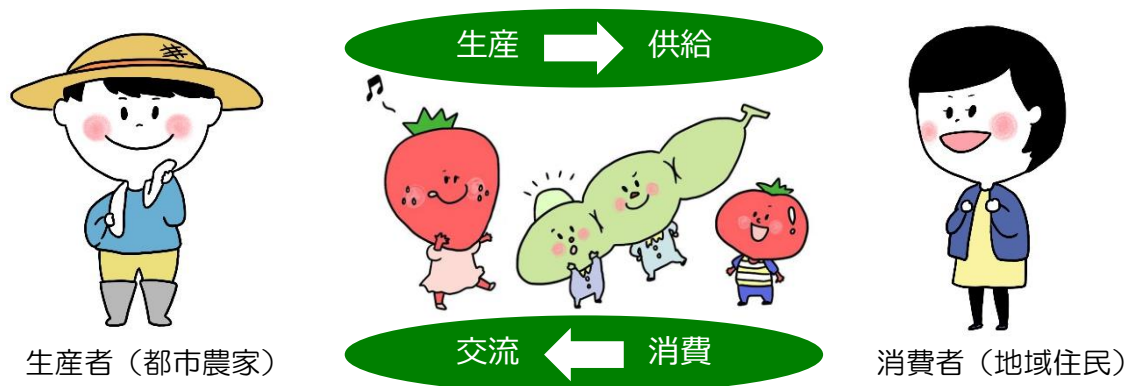
さらには、台風やゲリラ豪雨などによる水害発生時の貯水・貯留機能や、火災による延焼防止、巨大地震による建物倒壊時の一時的な避難スペースなどとして、自らが所有する都市農地や農業用施設を積極的に活用できるよう協力するといった配慮も期待されています。

## (2) 地域住民の役割

地域住民は、都市農業及び多様な機能を有する都市農地が、貴重な地域資源であることを認識し、地域の中に農業を積極的に位置付け、本市都市農業に求められる姿を都市農業者とともに考えていくことが求められます。

また、新鮮な地元産農産物の積極的な購入（地産地消の推進）、都市農業者との交流、農業体験などへの積極的な参加により、都市農業者とコミュニケーションを図りながら、都市農業への理解を深めていくことが期待されます。

さらに、営農活動上避けて通れない臭いや農作業音の発生などへの理解など、営農環境の維持や農地の保全に対する協力が求められています。



### （３）農業協同組合などの農業団体の役割

農業協同組合などの農業団体は、国や県・市などとの関係機関と協力・連携し、都市農業者の営農意欲の向上に向けた取組みを行うことが期待されます。

このためには、農業経営の基本である栽培技術や経営の資質向上に向けて、都市農業者への営農指導や各種研修の実施、都市農業者同士の交流を促進するネットワークの強化などの取組みが求められています。

また、ＪＡ静岡市の「じまん市」やＪＡしみずの「グリーンセンター」、ＪＡしみずサービスの「産直プラザふれっぴー清水野菜村」など、ファーマーズマーケットのより一層の振興を図ることや、全市的な農業フェア及びＪＡ支店ごとの農業祭を開催するなど、地域住民との交流促進、地元小売業との連携などにより、地産地消を推進し、都市農業者の農業所得の増大に向けて取組む必要があります。

### （４）県・市（行政）の役割

都市農業を持続的に発展させていくためには、都市農業者が、安定して生計を立てられるような環境を整えることが大事です。

このためには、県と市は共通の理念のもと、本市都市農業のPRを積極的に行い、都市農業者を支援し、都市農業者の所得向上に結びつくような各種施策を推進していく必要があります。

また、県と市は連携を図り、都市農業に関する的確な情報提供、技術的・財政的な支援を行うとともに、施策の展開にあたっては、国との連携も視野に入れ、国・県・市の各補助事業などを効果的に活用することが大切です。そして、施策の実施後は適切な評価、検証を行い、着実にフィードバックし、新たな施策に反映させていくことが求められます。

加えて、市は、地域住民や都市農業者、農業関係団体などとも連携を図り、多様な意見を反映させ、地域に最も身近な自治体として、各区や各地域の特性に応じた、きめ細やかな振興施策を展開していくことも重要です。

さらに、まちづくりにおいては、農業や農地を的確に計画の中に位置付け、都市農地の保全を図る取組みに対しては、農業部局と都市計画部局が連携を密に図るなど、複数の部局に関わるような課題に対して横のつながりを強化し、総合的に対策を講じていくことが大切です。



# 参考資料

## (1) 策定体制

静岡市都市農業振興基本計画の策定にあたっては、農業者、農業関係団体関係者などからなる協議会を設置し、計画案の検討を行いました。また、外部の有識者や消費者団体などへのヒアリングも随時実施しました。

### 【静岡市都市農業振興基本計画策定協議会名簿】

役職	氏名	所属・課名
会長	白鳥 博己	静岡市経済局農林水産部農業政策課
	中村 正史(※)	
副会長	伊藤 智尚	静岡県中部農林事務所農業振興部
	五十棲 剛(※)	
委員	梶山 淑弘	静岡市農業協同組合営農経済部
	櫻井 文雄(※)	
	良知 和久	清水農業協同組合営農部
	好田 成志	静岡県交通基盤部農地局農地計画課
	鈴木 茂樹	静岡市農業委員(葵区代表)
	徳田 雅亮	静岡市農業委員(駿河区代表)
	都田 琢己	静岡市農業委員(清水区代表)
	望月 俊孝	農業生産者(葵区代表)
	藪谷 静男	農業生産者(駿河区代表)
	水野 正一	農業生産者(清水区代表)
	梶山 知	静岡市都市局都市計画部都市計画課
	鈴木 宏治	静岡市都市局都市計画部緑地政策課
	大長 成光(※)	
	上口 俊明	静岡市財政局税務部固定資産税課
	小長谷 敏行(※)	
川口 英紀	静岡市農業委員会事務局	
篠崎 晴好(※)		

※の付いた委員は平成28年度のみ就任。

## (2) 策定経過

	実施日	会議等名称	内容
平成28年度	11月7日	第1回 静岡市都市農業振興基本計画策定協議会	静岡市都市農業振興基本計画の枠組みについて
	12月1日	第2回 静岡市都市農業振興基本計画策定協議会	静岡市都市農業振興基本画（案）の検討
	12月20日	第3回 静岡市都市農業振興基本計画策定協議会	静岡市都市農業振興基本計画（案）の協議
	3月13日	第4回 静岡市都市農業振興基本計画策定協議会	静岡市都市農業振興基本計画（案）の協議および成果指標に関する協議
平成29年度	6月下旬 ～ 7月中旬	外部有識者、消費者団体への意見聴取	静岡市都市農業振興基本計画（案）に関する意見聴取
	8月31日	第5回 静岡市都市農業振興基本計画策定協議会	有識者への意見聴取を踏まえた静岡市都市農業振興基本計画（案）の協議
	10月20日 ～ 11月20日	パブリックコメント実施	静岡市都市農業振興基本計画（案）に係る市民意見公募
	12月12日	第6回 静岡市都市農業振興基本計画策定協議会	パブリックコメントを踏まえた静岡市都市農業振興基本計画（案）の協議
	3月20日	第7回 静岡市都市農業振興基本計画策定協議会	静岡市都市農業振興基本計画の承認